

令和 年 月 日

保護者 様

年 組

さん

岩沼市立岩沼小学校長

## 感染症による出席停止の措置について

学校保健安全法第19条にもとづき、他児童への感染を防ぐためお子さんの出席を停止いたします。

なお、出席停止期間中は欠席なりません。

つきましては、趣旨をご理解の上、お子さんの健康に一層ご留意されますようお願い申し上げます。

### I 出席停止になる感染症の種類と出席停止の期間 (学校保健安全法施行規則第19条)

種類	病名	症状および出席停止期間の基準
第1種	病名略	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※別様式「インフルエンザ用出席停止用紙」を提出願います。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状がなくなった後、2日を経過するまで
第3種	新型コロナウイルス感染症 <small>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが荒屋に報告されたものに限る)</small>	発症した後(症状が出現した日の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※医師による「出席停止にかかる感染症の治癒(軽快)証明書の提出は必要ありません。
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス	
その他の感染症( )	※必要があれば出席停止の措置を講ずることができる感染症で、医師の指示が必要となります。	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
	第3種感染症として扱う場合もあるので、医師から感染防止の指示があった場合などは、学校へご相談ください。	

### 2 ご家庭では次の点に十分なご配慮をお願いします。

- ・医師の指示のもとに安静に生活し、友人との接触は避けてください。必ず医師の許可がおりてから登校願います。
- ・出席停止にかかる書類については、ご家庭で用紙をダウンロードするか、保護者様が学校に受け取りに来てください。友人に届けてもらうことはしません。(きょうだいの場合は、お渡しすることも可能です。)
- ・お子さんが登校する際には、裏面の**治癒証明書**をご提出ください。診断書ではないのでご留意願います。

## 出席停止にかかる感染症の治癒（軽快）証明書

学 校 名 : 岩沼市立岩沼小学校

学年・組 : 第\_\_\_\_\_学年\_\_\_\_\_組

児 童 名 : \_\_\_\_\_さん

病 名 : \_\_\_\_\_

診断（発病）年月日 : \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

上記治療の結果治癒軽快し、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日（　　）より登校してもよいことを  
認めます。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

岩沼市立岩沼小学校長殿

岩沼市学校保健会